

(資料)

1. 私擬憲法について。(前回資料参照)

2. 「五日市憲法」について。

1881 (明治14) 年、千葉卓三郎起草。

1968 (昭和43) 年、深澤家の蔵で東経大学色川大吉教授らが発見。

その主な内容は「人権と自由の保護、法の下での平等、国政への参与の権利、生命・財産の保護、不利益不遡及、思想・著述・出版の自由、請願権、宗教・信仰の自由、職業の自由、集会・結社の自由、親書の秘密保護、住居の自由と個人宅への不可侵、財産の保護、24時間以内での裁判官との接見と拘束は3日以内、控訴・上告の権利、保釈の権利、国事犯の死刑禁止、違法な拿捕への損害賠償、累進課税、教育の自由＝受けられる権利・受けさせる義務、地方自治」などの国民の権利。

その他 (講義時に口頭か、ボードに記す)。

3. 現行憲法成立への動き。

(1) 当時の幣原内閣の案は、明治憲法第1～4条の温存を希望 (内容は講義時に口頭か、ボードに記す)。

(2) マッカーサー元帥の基本3原則

①天皇の規定②国権の発動たる戦争の禁止③封建制度の廃止

(3) 携わったGHQ側の人物 (講義時に口頭か、ボードに記す)。

4. 憲法とは。

憲法の内容 英国の名誉革命による権利章典、アメリカの独立宣言、フランスの人権宣言などから、
「国民が為政者の権力の乱用を許さず、権力を監視する」
「国民の命令」。

5. その他。

(1) 現在の憲法改正の動き。

(2) 安保法案について。

(3) 「SEALDs (Students Emergency Action for Liberal Democracy - s)」等に望むこと。